

2021年10月15日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦
(公印省略)

雇用調整助成金の特例措置の延長等に関する要請

厚生労働省は、12月以降の雇用調整助成金の特例措置について、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく方針を示しています。緊急事態宣言などは本年9月末ですべて解除されましたが、飲食、ホテル、旅行、百貨店、アパレルなど、人流抑制や営業制限を受けてきた業種では需要の回復が不透明な状況です。そのため、12月以降の雇用調整助成金の特例措置が縮減された場合、需要回復が不十分な業種では来春採用予定の新卒者の内定取り消しや有期契約労働者の雇い止めあるいは希望退職募集などの雇用調整がさらに発生する恐れがあり、正常化の途上にある日本経済に悪影響を与えかねません。

一方、ワクチン接種率の向上で、無症状や軽症の感染者による他人への感染増加が懸念されます。今後段階的な行動制限の緩和にあたっては、無症状者や軽症者を素早く見つけ隔離するための検査体制の強化が必要であると考えています。また、新型コロナ対応の改正特別措置法は差別防止対策を国と自治体の責務として規定していますが、ワクチン未接種者は対象となっていないことや、顧客に店内でのマスク着用を求める店員が暴力を受けるなどエッセンシャルワーカーに対するカスタマーハラスメントが深刻化しており、今後、店舗でのワクチン接種証明等の提示をめぐる顧客と従業員の間でトラブルが起きることも想定されます。

以上を踏まえ、下記のとおり要請いたします。

記

1. 雇用調整助成金の特例措置の延長

- (1) 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の終息が確実に見通せるまで、助成率や上限額など現行の原則的な措置や地域特例・業況特例を12月以降も延長すること。また、業況特例における生産指標（最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主）について、需要の回復しない業種に対しては要件を緩和すること。
- (2) 雇用調整助成金や産業雇用安定助成金を含めた雇用保険の財源確保のため、雇用保険

特別会計の国庫負担割合を原則に戻すことや一般財源の投入など、必要な措置を講じること。

2. PCR検査や抗原検査の無料化と検査体制の拡充

- (1) 国民が無料でいつでもどこでもPCR検査や抗原検査を受けられる体制を早急に整備すること。
- (2) 飲食店や介護、流通など顧客と接する職場で働く労働者にPCR検査や抗原検査のキットを優先的に配布すること。

3. ワクチン未接種者への差別禁止とカスタマーハラスメント防止の法制化

- (1) ワクチン未接種者に対する職場での差別やハラスメントを防止する措置を強化すること。
- (2) カスタマーハラスメントを防止する実効性ある措置の法制化を検討すること。

以 上